

平成 26 年 第 4 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 4 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 12 月 12 日 日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	まちづくり課長 欠席 (忌引)
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 68 号	平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 6 号)
日程第 2	議案第 69 号	平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 3	議案第 70 号	平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 4	議案第 71 号	平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 5	議案第 72 号	平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 6	議案第 73 号	平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 7	請願第 3 号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡大に関する請願
日程第 8	要望第 2 号	農協改革並びに T T P 交渉に関する要望

開 会（午前 9 時 32 分）

○議長（森敏則君）

それでは、只今の出席議員数は 11 名です。定足数を達しておりますのでこれより、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 68 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 6 号)

○議長（森敏則君）

それでは、日程第 1、議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 6 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 68 号、歳入歳出予算補正ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 63,021 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,807,815 千円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、今回の補正予算の主なものは、歳出においては、民生費に国民健康保険事業特別会計繰出金、保育所運営費など 28,527 千円を、土木費に道路橋梁費、公共下水道事業特別会計繰出金など 13,477 千円、教育費に保健体育費など 9,547 千円、さらに人事院勧告に伴う給与改定の所要額も併せて計上いたしております。財源につきましては、地方交付税を 19,121 千円、前年度繰越金として 7,140 千円などを計上いたしております。特定財源につきましては、国保基盤安定制度負担金、児童福祉費などの国県支出金として 20,372 千円、基金繰入金として 5,255 千円などを計上いたしております。

詳細につきましては財政管財課長から説明をさせます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして補足して説明致します。22 ページをお願いします。歳出、議会費につきまして、2 節給料から 4 節共済費までの人件費につきましては、職員の人事異動並びに人事院勧告に伴います給与改定による増減額を計上しております。

なお、総額の内訳につきましては、56 ページに掲載しておりますので以降の説明は省略させていただきます。

9 節の旅費につきましては、各常任委員会の県外視察研修に係る費用弁償並びにこれに伴います職員の普通旅費の計上でございます。合わせまして 643 千円。

それから 23 ページにいきまして、2 款 1 項 3 目、財政管理費につきましては、8 節報償費にふるさと応援寄付金の伸びによる特産品謝礼の追加といたしまして 1,588 千円。5 目の財産管理費に東町地区老朽危険空き家解体工事費の計上と致しまして、1,132 千円を計上いたしております。

24 ページ、7 目企画費です。来月の特産品フェアの生産者等の費用弁償と、職員旅費の計上で 1,220 千円でございます。11 目、地域づくり推進事業費につきましては、9 節、地域おこし協力隊の今後の起業のための研修支援と致しまして費用弁償の追加を行っております、450 千円。11 節は同じく地域おこし協力隊の活動に伴います諸費用の追加です、675 千円。13 節は旧 J A 米倉庫改修工事設計委託料として 2,700 千円の計上でございます。

25 ページ、15 目諸費、先般來說明があっておりますが、個人事業主の源泉所得税未徴収分の納付額 4,169 千円、並びに不納付加算税及び延滞金といたしまして 339 千円、合わせまして 4,508 千円の計上です。

29 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 28 節の繰出金ですが、ここは国保会計の保険基盤安定制度負担金、財政安定化支援事業費の確定などに伴います繰出し金の追加で 11,303 千円。介護保険はマイナンバー法システム整備補助金が、一般会計を経由して繰出さなければならないことと、介護給付費等の伸び、介護保険システム開始費用等に対する繰出し金の追加で、1,039 千円の追加でございます。合わせまして 12,342 千円です。

それから 31 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費ですが、本年度より放課後児童クラブ解消時間延長支援事業が補助制度として新設されたことに伴います、児童健全育成事業委託料の追加で 1,560 千円。2 目の児童運営費につきましては保育所運営費が、入所児童数と保育単価の伸びによりまして 4,000 千円の追加。3 行目の保育士等処遇改善臨時特例事業というのは、保育士の人材確保対策の一環として当初の見込みよりも入所児童数の伸びと、保育士の勤続平均年数が見込みを上回り加算額が増加したことということで、追加で合わせまして 5,284 千円です。

33 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目、農業委員会費につきましては、19 節が農地の利用集積の増加による高度利用対策事業補助金の追加で 685 千円。9 目農業振興企画費ですが、次のページの 11 節、13 節共に科学物質過敏症の人達を支援し、生活できる場を提供するために、旧常明園施設を再利用することと致しております、その運営を自然農園食育推進事業の受託者に委託する事としています。オープンまでの改修費用等の経費を追加しています。それぞれ 11 節に 227 千円、13 節に 2,270 千円です。19 節は同じく養生園の開設に伴って必要となります厨房機器等の購入費用の助成と致しまして 1,140 千円でございます。

それから 38 ページをお願いします。8 款 2 項 1 目道路橋梁総務費でございます。13 節は道路台帳並びに橋梁調書更新業務の計上で 1,600 千円です。15 節が幹線町道保土線の区画線の設置工事ということで 4,400 千円の追加です。17 節は町道赤木幹線の修正設計による用地費の追加で 2,400 千円です。

それから 39 ページの 8 款 3 項 1 目、河川管理費は準用河川の浚渫、立木伐採費の追加で 1,600 千円です。

41 ページをお願いします。8 款 5 項 2 目、公共下水道費です。ここは公共下水道特別会計内の職員の人事院勧告による給与改定、それから人事異動に伴う人件費の追加に対する繰出金の追加で 5,164 千円でございます。

43 ページをお願いします。8 款 7 項 2 目、平似田太ノ浦線道路改良事業費につきましては、13 節に防衛省用地買収の為の用地復元分筆測量図作成委託料の計上で 2,700 千円でございます。

44 ページ、8 款 8 項 1 目、町道里一ッ石線改良事業費、15 節が改良工事費 3,000 千円の工事費を

減額しております。実は辺地対策債の同意額がカットになりまして工事費の減と、国費が新しく内示がありましたので財源更正を致しております。

それから 46 ページをお願いします。10 款 2 項 1 目、学校管理費でございます。18 節に音琴小学校に図書購入費と致しまして 250 千円の寄附の採納を頂いております

それから 50 ページをお願いします。10 款 6 項 1 目、保健体育総務費。来年 2 月 22 日開催を予定しましたロードレース大会の諸費用について計上しています。8 節は大会参加者の入賞商品代並びに大会協力者に対する謝礼でございます。合わせて 624 千円です。11 節は看板製作の他大会準備経費として 1,566 千円。12 節は通信運搬、会場整備費他合わせまして 1,000 千円。13 節にロードレース運營業務、と宣伝広告制作業務を委託する事に致しまして 2,740 千円。14 節がシャトルバスの借上、その他発電機と仮設トイレ等の資材借上料などで 1,070 千円でございます。

それから 52 ページをお願いします。11 款 1 項 3 目、26 年農地等災害復旧事業費につきましては、復旧工事費の追加で 2,000 千円。

53 ページの 11 款 2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費につきましては、今年度の異常気象のための突発的な緊急工事が多発しておりまして、現計予算に不足を生じましたので応急工事を追加しております。それから 2 目の 26 年公共土木施設災害復旧費につきましては実施設計による減額でございます。

8 ページをお願いします。歳入でございます。11 款 1 項 1 目、地方交付税。普通交付税につきましては、留保財源といたしまして 8,513 千円の追加、特別交付税が 10,608 千円で計が 19,121 千円です。

それから 10 ページにつきまして、13 款 2 項 1 目、民生費負担金、当初ひまわり保育園の保育料につきましては、当初予算の計上はしておりません。今回 10,000 千円の追加をしております。

それから 11 ページ、15 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金につきましては、保育料の増額によりまして国庫負担金が減額になるもので、△1,682 千円。3 節の社会福祉費負担金は、国保基盤安定制度負担金の増額による国庫負担金の追加で 946 千円。3 目は実施設計額の減額による国庫負担金の減で△1,334 千円。

それから 12 ページにつきまして、15 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金、3 行目のがんばる地域交付金が今回初めて出てきました。13,498 千円ですが、これは昨年、平成 25 年度国の補正予算に計上された、本町に追加のあった公共事業費の町負担額の一部を補填する額と致しまして内示がっております。

2 目の民生費国庫補助金につきましては、保育緊急確保事業補助金が放課後児童クラブ開所時間延長支援事業費として、その経費の 3 分の 1 の 520 千円。保育士等処遇改善臨時特例事業費の 4 分の 3 で 1,246 千円、合わせまして 1,766 千円の追加です。

飛びまして 14 ページをお願いします。16 款 2 項 7 目、災害復旧事業費県補助金は、農地等災害復旧事業費の追加による県費の増額で 1,637 千円です。

16 ページをお願いします。17 款 2 項 1 目 2 節、土地建物売払収入は宅地分譲による町有地売払収入が 2 件ございまして 12,089 千円、それと里道払下げが 1 件ありまして 157 千円、合わせまして 12,246 千円です。

それから 17 ページは、18 款 1 項 2 目、教育費寄附金が音琴小学校図書の寄附金で 250 千円でご

ざいます。

それから 18 ページにつきまして、19 款 1 項 4 目、ふるさと創生事業基金繰入金につきましては、常明園跡地の再利用に係る委託料の追加で 2,270 千円。それから旧 J A 米倉庫の改修設計費用に 2,700 千円を当てております。合わせまして 4,970 千円でございます。

それから 19 ページ、20 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、前年度繰越金の留保財源で 7,140 千円の追加でございます。

20 ページにいきまして、21 款 4 項 5 目雑入の、4 節雑入、源泉所得税の未徴収分の返納金といたしまして、本税に徴収率を掛けまして、98% 掛けまして、4,095 千円。県市町村振興協会地域活性化支援事業費につきましては、来月の特産品フェアに対する経費に対する助成で 1,220 千円、それからロードレース参加者負担金と致しまして、975 千円を計上しております。

それから 21 ページにいきまして、22 款 1 項 1 目、土木債は辺地対策債は、全国の年間要望額が地方債計画を大きく上回っているということで同意額がカットとなりました。△で 18,800 千円。

それから 5 目は、現年補助災害は農地等災害復旧事業費の伸びによる追加で 200 千円でございます。

5 ページにいきまして、第 2 表地方債補正でございますが、町道里一ツ石線の辺地対策債のカット、それから現年補助災害復旧事業債の補正前、補正後の額をそれぞれ計上をしております。

なお、第 1 表、歳入歳出予算補正は積上げですので説明を省略します。以上でございます、宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

24 ページをお願いします。町長にお尋ねします。

農協の米倉庫跡の改修ということで、これは一応設計費ですよ、その 2,700 千円出ているということは、これを町で行うということは、これを改修される費用もまた町で負担されると思うのですが、そこら辺の計画をお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今ご指摘のとおり、今上げているのは、まず古い建物ですので、通常最近建てた物は建築許可証が有りますが、古い建物は許可証が有りません。建築許可証が無い場合は、施行状況報告書を作成しないといけないので、建築許可書に代わるもの。米倉庫を建てた時に本来は建築許可書を貰って建てるのですが、昭和 28 年に建築したので許可書がないので、それを作成する費用も含まれているので少し割高になっています。それに改修増築する分の確認申請書を出す分の費用と設計が入って 2,700 千円です。その後、改修費が、倉庫ですのでまちづくり会議のメンバー、なが咲プロジェクトが計画しているのが、コーヒー店とか雑貨屋とかをやりたいということですので、一部 2 階にしたいと考えもありますので。倉庫なので窓がありません。上の方に排煙バンパーといいますか、火災の時に煙が抜けるような、そういうものが若干ありますが、窓を造るとか、一部 2 階にすると

かいう費用が要りますので、またかなりの金額が要るんじゃないかと思います。そこは設計が終わった段階でお願いしなくてははいけません、ようやく若者が、レイアウトといいますか、配置図の計画が決まったので、とりあえず設計ということで計上しています。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

町内の若い人達に色んな起業をして頂くという意味は分かるのですが、3 月の予算の時も、千綿駅の合併浄化槽の工事をされている時も言いましたが、その時も意見が出たのですが、そういう箱物を造る時は 10,000 千円以上の工事費が今後掛かるのしょうから、そういった物に投資をする場合、町が造る訳ですよ、農協の建物を。その場合、今度される方の計画と言うか、例えば 1 年、2 年で没になっては困るわけですよ、折角これだけの事をして、千綿駅の方もそうです。

そういう長期的な、これは 3 月の時も出ましたが、契約とか向こうのキチツとした 5 年計画とか 10 年、その位のスパンの計画がないと、やはり町がこれだけのお金を 1 民間の方に助成する訳ですから、そこまでの慎重な計画があるのかをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

民間の方もですけど、確実な収支迄の計算はこのメンバーはしていません。町内の若者が主ですけども。吉永議員もプレゼンテーションを聴かれましたけども、あの程度の考え方、そして今若者が特に気にしているのは地域の方を巻き込む、自治会・婦人会・町内の若者を巻き込んで、特に千綿地区を再生したいと考えていますが、ピシッとしたマスタープランはありません。考え方だけです。しかしそこら辺を総合計画を作れと本人さん達に言えば、多分やらないと思います、そこまでだったら。だったらそこをどうするかというのが問題なのです。それを町で作る訳にはいきませんので、あくまでも町は建物を借りて、町が設備をして、もちろん備品等は自分達で揃えられ、町の補助金もありますけども、やってもらうと。どちらかというと冒険的なところもありますが、以外とお金を使いますけども、若者達は 10 年後を目指して計画をしていますので、そのチャンスを与えて欲しいと思います。確かにピシッとした物を作れば一番良いと思いますが、それを作っただけでは絵に描いた餅になりますので、是非、町・地域を上げてバックアップをしながら、一つでも二つでも拠点作りをしていけたら一番良いと思っています。なかなか説明がしにくいのですが、まちづくりという観点から大胆な助成になるかもわかりませんが、期待を込めながら是非支援をお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

今現在、農協の施設として借ると言う事ですが、賃借料はどの位ですか。民有地にしても空地にしても、大いに施設の有効活用は是非必要と感じています。

特に千綿の町民の皆さんから店等が無くなっているの、是非何か活性化あるまちづくりをしてくれないかと聞いています。是非実現出来るようお願いします。

その使用料をお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはＪＡのご配慮もありまして、無料ということで無償貸与を考えております。

○議長（森敏則君）

３番議員、浪瀬君。

○３番（浪瀬真吾君）

今、同議員からも質問がありましたので、その分は割愛させていただきたいと思いますが。

町がそれだけ投資してやるということで、道の駅も一緒ですが、それだけお金を掛けてやった分に対しては、確かに前向きに支援して行かなければならないということは理解出来ますが、１０年後を目途にということですが、収益が上がらないと賃借料あたりも町が投資した分に対して、幾らかでも返していくという考えは道の駅も一緒だと思いますが、そこら辺はどうお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町が借りるという事で農協は無償ですが、若者には無償でして貰う訳で、町も投資をします。利益が上がれば賃借料を取るという契約をしようと考えています。今まで一度も古民家再生で手を挙げてやろうという人がいなかったのも、一つのモデル地区である程度投資をしながら、後で出てきます中岳の常明園跡地の活用もそうですが、モデル的にやって、是非成功して頂いて、そしてもちろん利益を上げるようなスタンスで行って貰えれば１番良いかなと思っています。

○議長（森敏則君）

２番議員、橋村君。

○２番（橋村孝彦君）

関連でお尋ねしますが、この経営形態ですね、例えば道の駅みたいな公設民営という経営形態でされるのか、或いは全く公費丸抱えで彼らが営利活動を、活動をされるのでしょうか。ですから当然、そういった部分で、目的は当然分かっていますから、そこは理解しますが、やっぱりそういった公金を使って商行為をするということは、する方々は当然責任持ってといいますか、リスクを負うべきですね。ですから、そこら辺の経営形態と彼らが負うリスクは何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町の施設で、町が投資をして運営が皆さん、若者という事でやって行く訳ですから、リスクは当然町が赤字になった時に全部回収は不可能だと思っています。しかしそれはやっぱり昨日吉永議員からも質問があったとおり、ある程度公共事業は投資をして回収不能のリスクは充分あると思います。しかし、それを乗り越えないとそういうことは出来ません。長い目で若者にチャンスを与えて頂くくらいしか出来ないと思います。そういう足枷があれば若者は出来ませんと言うかもしれませんが、それは甘すぎるという人もあるかも知れませんが、本人はコンビニ経営ノウハウとかも

慎重にされる方なので、是非、町としても色々な機会を捉えながら、経営手法を示すことが出来ればいつかの機会にそこら辺も含めて説明をして頂いて、皆さんにご理解を頂ければ1番言いと思います。この時点でリスクがあつて、そのリスクを全部町に回収せろとか町の回収があつた場合、とれないなら駄目と言われれば、この事業は絶対無理かなと思います。

1つのモデル事業と若者を使って地域の活性化の拠点ということで、是非ご理解をお願いしたいなと思います。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

リスクは町が負ってもいいと思いますよ。当然活性化の為にしようとするからです。事業をやる方がリスクがゼロというのは考えられない。当然来るべき利益が出たとすれば、その分だけを受け取るということでしょう。何らかの形で商行為をしようというのであれば、丸抱えというのは、そこらへんはちゃんとした形で道の駅みたいな公設民営みたいな形でされるなら、タダで作ってやってもよいでしょう、ある程度猶予期間の賃借料も無料でもよいでしょう。でも、然るべき時期に利益が出ると想定されるのであれば、そこらへんのリスクは負って商売はすべきと私は思うのですよ。後のランニングコスト等々は当然持つべきだし、ある程度のリスクは当然持たせるべきでないのかなと思いますが。それによってそれなら手を引かれるということであれば、彼らは全くリスクを負わずに商売をしようという風になる訳ですから、はっきり言って甘いよと彼らに言いたいですね。どうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

潰れるからしないという気持ちは、当然若者だから有りません。それは無いと思います。ハード的な設備的なものは町で準備しようと思います。浄化槽なり改修工事なりは町でやろうと思います。

農協から借りていますので、それはそれなりに返さないといけませんけれども。経営に関しては店舗を入れるとか、どういう業種を入れるとか今計画をされています。最初の初期は、備品の設備とかは、8割補助のまちづくり支援交付金を、そのへんの事業を使ってやろうかと思っています。20%の負担は当然あるかと思っています。

10年位の長期スパンで彼らはやりたいということで、後は自分達の経営力なんですよ。そこで赤字が出たら自分達でリスクは解消しないといけないわけで。負債を抱えた時はですよ。本当に儲かるのかとなれば、なかなか千綿地区でも、申し訳ないですが、某コンビニは撤退の話があると聞きました。商売をするのはなかなか並大抵ではないので、そしたら誰がするかと言えば、活性化でいくら話をしても出来ないの、古民家再生で何とか皆で協力して行こうと、地域の方の意識改革とか、確かに80%補助までしてリスクがないかといえ、自分達が10年係って一生懸命やられる訳ですから、最初から赤字ならしません。

何とかそういうのを活用して東彼杵町をよみがえらせたいと言うのが彼らの主旨ですから、是非ご理解を頂いて、みすみすリスクを出すようなことは、勿論赤字は最初は出ます。簡単に商売は行きませんので、町もそういうノウハウは持ちませんので、側面から有利になるような宣伝とかして

行かなければと思っています。後は道の駅みたいに企業努力で本人さん努力で頑張ってもらわないかなと思います。

○議長（森敏則君）

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

折角、そういう形でされるなら是非成功して頂きたいし、ご期待します。先程からおっしゃっている様に 10 年間と言うのが出てきますけれども、空店舗活用助成金、補助金でしたかありますよね、あれは確か 5 年間でしたよね。最低限の期間は 10 年と決まっているんですか、それとも最低限の 5 年間というのはあるのですね。確認です。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、まちづくり支援交付金を使うのは 5 年間と足枷がありますので、それまではしっかりやらなければなりませんから、そこで収益が上がらない時は撤退と言うのもあるかも知れません。5 年経った時点です。どうしても出来ないとなればですよ。もちろん、天変地異とかあれば別ですが、彼らは 10 年計画と考えて、一生懸命頑張ってくれると思うので、是非その足枷に関係なく皆で協力していければと思っています。

○議長（森敏則君）

3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

50 ページの 1 目保健体育総務費の中で、ロードレース大会を開催されるということですが、どういった形で執行されるのか、何人位見込んでおられるのか、呼びかけあたりをどういう形でされるのか。それと先般ある集会の折に、まだ議会に上程される前に、町長の方からこの話を、はやる気持ちは分かるのですが、上程される前にそういった話の中でこういうことをしたいと言うくらいなら良かったのですが、金額等まで一般の方に言われたと言うのは、議会軽視では無いだろうかという気がします、この辺も含めてお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ず、議会軽視の話ですが、そういう気持ちはさらさらありません。本当に勇み足で申し訳ありません。どうしても性格がですね、話題性があるものは後先考えずにやるので、大変申し訳ありません。

次にロードレース大会が 2 月 22 日です。一応 600 人規模を想定しております。あくまでも 600 人規模です。大きな目的はスポーツ振興ですが、腹案としては町の知名度のアップとか、そのぎ茶の知名度のアップ、それから一番期待したいのは広域農道を約 1.5km コースと 3km コースと 10km コースをします、10km コースは、広域農道はお蔭様で使えるということなので、長崎部品の広場をメインにして、スタートして 1.5km、3km と周回をします。10km コースは花房温泉から上がってきたところですね、八反田瀬戸線の農面道路を上ってきた交差点までの折返しは 10km です。

そうなりますと駄地・八反田・瀬戸・東宿・赤木も一部あります。お茶農家もありますので地域の方あたりでおもてなしをして欲しいというのがあります。

大きなイベントを行政だけでなく、地域の方も豪華なものでなくてよいので、来られた方に長崎部品の工業団地の所でブースを構えておもてなしをする。それから沿線でおもてなしをするという事を自治会等をお願いをしまして、盛り上げて町民のおもてなしの気持ちを要請をしようと思っています。

それがまちづくりに繋がって行くと思いますので、多額の費用は掛かりますがお願いしたいと考えています。勿論参加賞は当然しないといけないのですが、詳細については担当から説明させますが、PRにつきましてはテレビ・新聞折込・ポスター等作りまして、その費用が1,540千円計上しています。こういう費用でやらせていただきたいと思います。それと事故等・大会運営とか期間がありませんので、何処でもやっている事です。運営委託料として1,220千円書いていますけれども、どこかのスポーツコンサルタントあたりをお願いして、支援をお願いしようかと思っています。

今は特定財源を県から約1,000千円程補助を頂いておりますが、それ以外に例えばコメリとかタナチョウとか大企業がありますので、ここを回って、ゼッケンに協賛をして頂いて予算を上げていますが、もう少し軽減できないかなと、町を上げて皆で取り組んで、2月22日諫早とか長崎辺りもマラソンありますけれども、ちょうど語呂合わせも良いので銘打って、皆で取り組んでやりたいと思っています。詳細につきましては教育次長から説明させます。教育次長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳仁君）

期日は町長からも説明がありましたとおり、来年の2月22日日曜日の開催で予定しております。町の特産品でありますお茶をPRし、交流人口の拡大で町自体の活性化、先程説明にもありました様に沿道の各地域でのもてなし、現在地域でも盛んに秋の収穫祭等まちづくりの行事をされていますので、そういう事にこの大会が牽引する役割を担って貰えれば良いかなと感じております。

具体的な実施内容につきましては、先ずファミリー向けのコース設定といたしまして1.5km、ゆっくりジョギングといった形で考えております。それから中学生の部門を3kmで設定します。高校生以上一般向けを10kmで、先程町長から説明がありました様に、長崎部品をスタートしまして、赤木交差点から高峰交差点までの折り返しで10kmを設定しております。実施につきましては、車両全面通行止めで実施を致します。その関係上、大村方面長崎方面から広域農道を通行する車両については、高峰交差点から町道を経由して、県道の千綿溪線を迂回して国道へ出てもらうということで警察とも協議しています。その関係上交通誘導員、ボランティアスタッフによる選手並びに通行車両の誘導等につきましては、必要な経費を今回計上させて頂いております。

それから参加料を頂くようにして計画しておりますが、収入の方で計上しております。先程説明しました3つの部門で参加料を設定していますが、まずファミリー向けのゆっくりジョギングは150名の定員で500円の参加料を計画しております。中学生も同じく150名の定員で1,000円、高校生以上一般に付しましては300名の定員で2,500円ということで計画をしています。

運営の内容につきましては、専門のコンサルタント会社の方で運営して頂いて、職員、ボランティアスタッフにつきましては、おもてなしを含めたところで携わっていくように考えています。

PRにつきましては、報道各社に後援も含めて依頼をしながら、大会開催のPRと合わせて広域農道を約半日間全面通行止めにするので、その事前告知も含めてテレビ、ラジオのコマーシャルで告知PRを合わせてしていきたいと考えています。

今回計上しています関連予算のご承認を頂ければ、具体的な検討を、運営委員会等を立ち上げまして、スポーツ推進委員又は体育協会、スポーツクラブひがしそのぎ、各種の協力団体の方で構成しまして、2月22日の実施に向けて準備を進めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（森敏則君）

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

お茶のPRという事ですが、東彼杵町の産物で、特にその頃は苺とかも出てくると思いますが、寒い時期なので、熱いお茶のティーサービス等も考えておられるのか、折角なら茶園を見るだけでなく、イベントの時に出来る様な小売店を考えておられるのか、単に町民駅伝の時の様に走る人だけをされるのかをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ、どれだけできるか良く分かりませんが、例えばふるさとふれあいまつりで、両サイドにメインでブースを作ってああいう風な感じでコーナーを設けて、ああいう感じで自治会がするのか、或いは苺とかお茶のコーナーとか色んなコーナーを分けて、そこに来てもらって試飲や試食をされて買って帰って貰うとか、鯨とか特産品を全部入れて、ふるさとふれあいまつりみたいな感じで出来たら一番良いかなと思っております。

○議長（森敏則君）

1番議員、堀君。

○1番（堀進一郎君）

教育委員会にお尋ねします。参加者の募集はされると思いますが、出来ればこういうイベント、盛り上がりになるには参加者は多い程が良いですから、是非。特に東彼杵町は自衛隊の駐屯地もありますし、そういう自衛隊との関連、交流といいますか、そういう協力体制から非常に親密な間にありますので、是非、自衛隊さんにも助けていただければなということをお願いしております。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ打ち合わせの段階で、そこまで入れておりませんが、貴重なご意見ですので自衛隊と連絡を取って、給水とか町の方で準備できない所の分野を自衛隊にお願いして総力線でやっていければと貴重なご意見と受け止めておきます。

○議長（森敏則君）

8番議員、樋口君。

○8番（樋口庄次郎君）

テレビ、ラジオあたりでPRをされるということですが、これは県内版でされるものか、全国版

でされるものか、どの辺まで呼びかけをされるものか町長の考えをお聞きします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

新聞社・テレビ報道は全て県内協賛をしてもらいます。マスメディアは全て協賛をお願いに回らして、無料で宣伝してもらおうと。有料部分もありますが、お願いに行ったら、そういう機会を通じて、NHK何かは無料で出来ますが、民法は出来ませんので、全社回ってPRしようと思います。全国的には町のホームページとかフェイスブックとかでお願いしたいと思います。皆さんもフェイスブックをされておられるでしょうから、ポスターを作りますので、議会が終わられたら、その情報を是非流して頂けたら宣伝効果は充分ですので宜しくお願いしたいと思います。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

これは委員会付託になる予定ですので、町長に答えていただきたい点だけ質疑を致します。25 ページ、15 目の諸費です。源泉所得税に掛かる不納付加算税及び延滞金、前回の J R と関連しますが、ここに 339 千円不納付加算税及び延滞金と出ていますが、前回は職員に寄附という形で取られました。今回はどういう形を取られるのか、一貫性を通されるのか。それと自治法の 243 条に第 3 項に職員の賠償責任、この辺との関連はどうなるのか。それともう 1 点、事実を知った日又は事実の発生した日から 3 年を経過した時は、賠償を命ずる事ができないと自治法ではなっていますが、この辺との関連、その 3 点を町長にお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず J R 等の関連ですが、今回は J R とは、例えば J R の場合は期間が 15 年ありまして、結果的に 10 年だったんですが、期間を限定したら莫大な金額だったので、どこからどこまでとは言にくいのですが、それは区別をしようと思います。

今回は何故取らないのかという意見もありますが、J R の場合は今東彼杵町だけの問題だったのですが、今回は、皆で渡れば怖くないではないですが、全国的な話で、期間が多分役場が出来た時代から、極端に言えば 55 年位前から、合併した当時から、平穩且つ公然に行われてきたと私自身も思ってきました。これは職員から延滞金が発生しても、取るには値しないというのが私の考えです。一貫性がないと言われるかもしれませんが、それはとらないと。そして問題の賠償責任問題ですが、今回の案件は、確かに職員の怠慢ではありますが、瑕疵があるとかそういう問題までは発生しませんので。勿論 J R の件も賠償責任は発生しません。公務員を処分できる場合、賠償責任を問う場合はそういう条項にあたりませんので、今日条文が分かれば言っているんですけども、あたらないと思いますので、それは出来ないかと思っています。賠償責任の時効成立は 3 年、従いまして賠償責任の義務はありませんので、見つかったにしても、それは条項に該当しないと考えています。以上です。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そしたらやっぱり、私は J R の問題も寄附を取るべきではなかったと思います。何故なら議会が賠償も含めて議決したんですよ。町長も仰る様に町長が住民の代表ならば、議員も住民の代表。それで責任は仕方がないと、役場のお金から払おうと決めたということは、議員にも住民に対しての説明責任一貫性を通すためには、今回間違おうと思って間違えた訳ではない、J R もそうですね、J R の問題もこの町だけでは無いんですよ、他の町でも J R の問題はあっています。だから新聞報道がされてそういう事になったんですから。

私は一貫性を通すために、まだまだこれから人間ですから、もしかしたら、また法の読み間違いとか、市役所みたいに専門的にその仕事ばかりしていればもっと詳しくなるのですが、うちの役場みたいに全般的に一人の職員でしていると思うのですよ。だから、時間的な制約もありますから、私は今後は、町長に意見をしたいのは、今後は職員に寄附とか言うのは好ましくないのではないかなと、責任は寄附を集めなくても失敗したと反省はすると思うんですよ。この点については如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

過去形になって申し訳ないのですが、その時の私の気持ちというのは、私も永年役場にお世話になった関係で、80,000 千円を超える 100,000 千円になるような多額の金額を返さなければならぬという責任というのが発生しまして、長崎県が行いました流用した案件と同じ捉え方をしまして、責任を取ろうという事でやりました。あくまでそれは強制ではありません、職員も殆どの方が賛同してくれました。禍根を残すような事になったと思うんですが、職員は波及効果をしっかりと受け止めていると思いますので、それはその時の判断ということで、今回は今回の判断ということで、大変逃げるわけではありませんけれども、どうしてもそれは取るべきではないと考えておりますので、それは通常の今までの考え方でいこうと思っております。。

多分、こういう多額になる事が再三あってはいけません。しかし、職員は人数が少なからうと多からうと、給料を貰っているので、市役所ならできるとか、町村なら甘くとかは考えられません。常に緊張感を持って間違いの無いように頑張っていけないといけないので、そういう意味では、職員は大きく考え方が変わったと思っています。そちらの方が金額の大小に係らず、これも賠償金の金額が 300 千円なので、誰か賠償をするという人がいるかも分かりませんが、そこまで波及しなくても十分私は、これは止むを得ないという気持ちで町の方で負担をさせていただくということで、答弁になりませんが考えております。今回は職員にお願いする様な気持ちは全くありません。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私はその時も、もし取られるなら、その時の歴代の町長で責任を取った方が良いと申上げたのは、町長の地方公共団体に対する損害賠償責任については、民法の規定によると解すると実例判例で出ているんですね。だから、先日的一般質問でも町長答えられた様に、保険を掛けている市町村長も

いらっしゃるということで、私は前回の時も、それがトップたる責任と重責があると考えています。やはり国でも全責任は総理大臣にあるし、市長、町長、職員がミスをしてこのように考えていますが、如何ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

失敗は全て町長の責任です。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

34 ページをお願いします。常明園跡地の件ですが、これも先程の J A 米倉庫と同じ様な件になりますが、全協でキャンセルされた、全協でもう少し聞きたかったのですが、現在常明園の跡地は、電気料の基本料金だけで毎月 50 千円近く払っているんですよね、年間 600 千円ですよ、基本料金だけで。町長、常明園さんから無料でお借りになるという事ですが、どういう話になっているんですか。

もう 1 つ、問題なのはさっきの農協の倉庫と同じですが又貸しの様な形になるわけですよ。常明園さんとの契約、町との契約、町と借られる方との契約、もし火災とか災害があったら、私、法律的な事は良く分かりませんが、そこら辺まで調べて契約をされているのかをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今は常明園とだけ契約をしています。年間 3,000 千円位予算をお願いをしていますが、火災の場合は、まちづくり課が今日はいませんので、後で委員会でも答えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森敏則君）

他に有りませんか。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 32 分）

再 開（午前 10 時 34 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。他に質疑がある方どうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。只今議題となっています、議案第 68 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 2 議案第 69 号 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 議案第 70 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議案第 71 号 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（森敏則君）

それでは次に日程第 2、議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 3、議案第 70 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 4、議案第 71 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 76,329 千円を追加し、総額を 1,357,903 千円とするものでございます。

提案の理由と致しまして、今回の補正の主なものは、歳出での保険給付費で、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費、葬祭費の 11 月までの支払実績により、不足額が見込まれ、87,742 千円を追加計上いたしました。諸支出金には、国保療養給付費負担金等前年度精算に伴う返還額が見込まれ、2,713 千円を追加計上いたしております。なお、後期高齢者支援金は、確定により 14,126 千円を減額計上いたしております。

財源といたしまして、前期高齢者交付金、財政調整基金繰入金、一般会計繰入金、前年度繰越金をそれぞれ追加計上いたしております。詳細につきましては町民生活課長に説明させます。

議案第 70 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出の予算をそれぞれ 1,851 千円を追加し、総額を 858,421 千円とするものでございます。

提案の理由は、今回の補正予算の歳出では、平成 27 年度の介護保険制度改正に伴う介護保険システムの修正業務、保険給付費、地域支援事業費の増額等によります、1,851 千円を追加計上いたしております。

財源といたしましては、繰入金 1,039 千円、国県支出金 333 千円、支払基金交付金 203 千円、繰越金 126 千円、諸収入 150 千円を追加計上いたしております。詳細につきましては町民福祉課長から説明させます。

議案第 71 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ 524 千円を追加しまして、予算総額を 99,024 千円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、歳出は、健康診査事業について、実施により増額が見込まれるため追加計上しております。

歳入は、健康診査に係る諸収入の追加と、社会保障・税番号システム整備補助金の減による財源更正を行っております。詳細につきましては町民生活課長の方から説明をさせます。

何れも慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、町長に代わり説明いたします。

予算歳出 11 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費 288 千円は、社会保障税番号制度システム整備の事業費でありまして、国庫補助金と一般会計繰入金との財源更正であります。

12 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費は 67,700 千円の追加補正。2 款 1 項 3 目、一般被保険者療養費 486 千円の追加補正です。4 月から 11 月までの実績により不足が見込まれるため、今回、追加をお願いするものです。

13 ページをお願いします。2 款 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費、19,000 千円の追加補正です。2 款 2 項 2 目、退職被保険者等高額療養費、456 千円の追加補正です。これも 4 月から 11 月までの実績により年度末の予算不足が見込まれるため、追加補正をお願いするものです。

14 ページをお願いします。2 款 5 項 1 目、葬祭費 100 千円の追加補正を行うものです。4 月から 11 月までの実績により年度末までの予算不足が見込まれるため、追加補正をお願いするものです。

15 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金の額が確定しましたので、14,126 千円を減額するものです。

16 ページをお願いします。11 款 1 項 3 目、償還金につきましては、平成 25 年度国民健康保険療養給付費等負担金が確定しましたので、2,713 千円を精算返還金として計上しました。

戻って頂いて、歳入の 5 ページをお願いします。3 款 2 項 3 目、社会保障・税番号制度システム整備補助金は一般会計に歳入し、一般会計繰入金として計上する為 288 千円を減額するものです。

6 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、療養給付費交付金は 4,118 千円を追加補正するものですが、今回の療養交付金の額が確定しましたので、追加交付として過年度分に計上しました。

7 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目、前期高齢者交付金は前期高齢者の加入者に掛かる費用について交付金が確定し 25,094 千円が追加交付されるものです。

8 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目 1 節、国民健康保険財政調整基金繰入金、17,986 千円の追加補正ですが、今回医療費の増となる見込みですので、財政調整基金を取崩して、今回の補正の財源とするものです。なお、取崩し後の財政調整基金額は 119,083 千円となります。

9 ページをお願いします。9 款 2 項 1 項、一般会計繰入金は、地方交付税が措置されている国保保険基盤安定基金、財政安定化支援分及び社会保障・税番号システム整備補助金を一般会計から繰り入れるもので 11,303 千円を追加計上しています。

10 ページをお願いします。10 款 1 項 1 目、繰越金、18,116 千円の追加補正ですが、今回の補正の財源とするため留保していた前年度繰越金を全て追加するものです。

戻って頂いて 1 ページ、2 ページの第 1 表、及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書につきましては、これまでの説明の積上げですので、説明を省略します。以上説明を終わります。宜しくお願いします。

○町長（渡邊悟君）

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

議案第 70 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を説明します。

まず最初に 13 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目 13 節の委託料に付きましては、介護保険制度改正に伴いまして、介護保険システムの改修が必要となりましたので、業務委託料として 953 千円を追加計上するものです。14 節使用料及び賃借料につきましては、公用車で出張する際の高速利用料金が不足するために 6 千円を追加計上するものです。

14 ページをお願いします。1 款 3 項 2 目、認定調査等費の 2 節給料及び 3 節の職員手当等につきましては、給与改定に伴う 1 名分の追加計上をするものです。

15 ページをお願いします。2 款 1 項 8 目、居宅介護住宅改修費 19 節につきましては、当初見込みより改修件数増が見込まれるために 500 千円を追加計上するものです。

16 ページをお願いします。2 款 2 項 7 目、介護予防サービス計画給付費につきましては 11 月までの実績を基に、年間給付費を算出した結果、予算が不足するため 200 千円を追加計上しました。

17 ページをお願いします。5 款 2 項 1 目、介護予防ケアマネージメント事業費、9 節旅費につきましては、包括職員の出張費の不足が見込まれる為、6 千円を追加計上しました。

18 ページをお願いします。5 款 3 項 1 目、介護予防支援事業費、13 節委託料につきましては、年度末までの見込みを行ったところ、予算不足が見込まれるために 150 千円を追加計上しています。

戻りまして 5 ページの歳入をお願いします。3 款 1 項 1 目、国庫の介護給付費負担金は、歳出で説明しました居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費の 20%分として 140 千円を追加計上しています。

6 ページをお願いします。3 款 2 項 1 目、国庫補助金の調整交付金につきましては、歳出で説明しました居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費の財源として 58 千円を追加計上しました。3 目、地域支援包括任意事業交付金につきましては、介護ケアマネージメント事業費の財源として 3 千円を計上しています。4 目、介護保険事業補助金につきましては、法改正によりますシステム改修費の 2 分の 1 の助成がありますので、476 千円を計上しております。5 目、社会保障・税番号システム整備補助金につきましては、一般会計で一括処理されるため、一般会計の組み換えによる減額を致したものです。

7 ページをお願いします。4 款 1 項 1 目、支払基金、介護給付費交付金につきましては、居宅介護住宅改修及び介護予防サービス計画給付費の 29%分として 203 千円を追加計上致しました。

8 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目、県負担金、介護給付費負担金につきましては、居宅介護住宅改修及び、介護予防サービス計画給付費の 12.5%ぶんとして 87 千円を計上しています。

9 ページをお願いします。5 款 3 項 2 目、県補助金地域支援包括任意事業交付金につきましては、介護予防ケアマネージメント事業費の財源として 1 千円を追加計上しています。

10 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目、繰入金、介護給付費繰入金につきましては、社会保障・税番号システム整備補助金を一般会計振り替え及び居宅介護住宅改修及び介護予防サービス計画費の法定繰入分として 519 千円を追加計上しています。3 目、地域支援包括任意事業繰入金につきましては、介護予防ケアマネージメント事業の法定繰入分として 1 千円を計上しています。4 目、その他一般会計繰入金につきましては、システム改修に係る町負担分及び職員の給与改定に係る分

を 519 千円追加計上しています。

11 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目、繰越金に付きましては、居宅介護住宅改修費及び介護予防サービス計画費、介護予防ケアマネージメント事業費に係る、介護保険負担分を繰越金で充当させて頂いておりまして、126 千円を計上致しています。

12 ページをお願いします。9 款 4 項 1 目居宅介護予防サービス計画費等収入につきましては、ケアプラン作成費として収入が見込まれるため、150 千円を計上しています。

戻りまして 1 ページから 4 ページにつきましては、只今の説明の積上げですので説明を省略させて頂きます。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。

○町長（渡邊悟君）

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

議案第 71 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明します。予算書歳出、8 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、一般管理費の 13 節委託料は個別健診を 150 人見込んでいましたが、現在 149 人の受診となっており、今後 50 名程度の受診が予想されますので 524 千円を追加計上しました。また、144 千円の財源更正は社会保障・税番号システム整備費の財源更正です。

戻って頂いて歳入の 5 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目、社会保障・税番号システム整備補助金は 144 千円の減額計上をしました。財源更正です。

6 ページ、5 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては、社会保障・税番号システム整備費 144 千円を追加計上しました。

7 ページ、7 款 5 項 4 目、雑入につきましては、健康診査委託料として全額広域連合会から交付されますが、最初に説明しましたとおり、受診者の増により 524 千円を追加計上しました。

戻って頂いて、1 ページ、2 ページの第 1 表及び 3 ページ、4 ページの事項別明細書は、これまでの説明の積上げですので説明を省略させて頂きます。以上で説明を終わります。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

それぞれ説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。只今議題となっております、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 71 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 5 議案第 72 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 73 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（森敏則君）

次に日程第 5、議案第 72 号平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6、議案第 73 号平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 72 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものです。

提案の理由と致しまして、歳出について、業務費の人件費を職員の人事異動により、4,750 千円減額し、施設費の統合簡易水道事業に伴う職員手当を 1,292 千円追加計上しております。剰余金として見込まれる、3,458 千円を積立金に計上致しております。詳細につきましては水道課長から説明させます。次に議案第 73 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,535 千円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ 434,035 千円とするものです。

提案の理由、今回の補正内容の主なものは、歳出につきましては、業務費の人件費 2,349 千円及び施設費の人件費 4,186 千円を追加、並びに工事請負費より 5,970 千円を減額し、委託費へ 5,970 千円を追加計上致しております。財源については、分担金及び負担金 1,200 千円、繰入金 5,164 千円、諸収入 171 千円を追加計上致しております。詳細につきましては水道課長から説明させます。慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

議案第 72 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を補足して御説明致します。5 ページ歳出、1 款 1 項 1 目、一般管理費の 2 節から 4 節の人件費につきましては、職員の人事異動により、減額計上しております。25 節、積立金は剰余金として見込まれます 3,458 千円を追加計上しました。

6 ページ、2 款 1 項 2 目、統合簡易水道事業におきまして、工事に伴います変更設計、積算業務に伴う時間外勤務手当を追加計上しております。歳入については増減ございません。

議案第 73 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を説明します。

8 ページの歳出をお願いします。1 款 1 項 1 目は職員の人事異動及び給与改定に伴う人件費の増額です。

9 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、下水道建設費の 2 節から 4 節の人件費は、同じく職員の人事異動及び給与改定に伴う増額です。15 節、工事請負費の施行残 5,970 千円を減額しまして、13 節、委託料に増額を追加計上しております。この委託料は管渠詳細設計業務委託料の追加でございます。未整備となっています東町のгент川下流地区と橋ノ詰の白井川沿いの詳細設計を行うものです。

次に歳入の 5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目、下水道事業費負担金は現年分の収入が見込める額としまして 1,200 千円を追加計上しました。

6 ページ 4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、今回増額分の財源不足額 5,164 千円を計上しています。

7 ページの 6 款 3 項 3 目、雑入は平成 25 年度課税期間分の確定に伴いまして、消費税還付金 171 千円を追加計上致しました。戻りまして 1 ページから 4 ページは積上げですので説明を省略致します。

以上です。

○議長（森敏則君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号をお願いします。

5 番議員、滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

議案第 73 号下水道の件で、9 ページの委託料の 5,970 千円、東町のгент川と橋の詰と言われましてけれど、東町と橋ノ詰にそれぞれどの位の受益戸数がいらっしゃるのか、分かれば。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

現在のところ、それぞれ 1 戸ずつです。東町地区に 1 戸、橋ノ詰の白井川沿いに 1 戸、計 2 戸です。白井川沿いにつきましては、大川斎場裏手です。村岡歯科さんの裏手付近になります。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

関係戸数は 1 戸 1 戸という事ですが、これは設計費だけですよね。工事費はこの設計によって決まって来ると思いますが、基本的なことをお尋ねしますが、開発行為とか周辺の宅地に見込まれるとか、そういうことでの予定なのか。それとも 1 戸 1 戸と仰ってますが、その点は町長はどういうお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

開発行為はこの中に入っておりません。現在東町の 1 戸というのは、彼杵川の左岸側ですね、こっちから行くと左側の 1 番下の家屋のところに 1 軒ありますので、そこから下水道管を彼杵川の護岸を介して東町の公民館のところに、当初下水処理の計画がっております。どうしても占用許可あたりが取れないということで、今回гент川の左岸側ですね。ひまわり保育園まで行っていますので、それから小迫海岸の下流に橋が架かっていますので、橋に橋梁に添架をして 1 件の家に引っ張るという設計を今回計画しています。

開発行為は具体的にありません。将来的にひまわり保育園から先の海岸付近に家が建てば、可能

性はあると思います。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。5 番議員、滝川君。

○5 番議員（滝川初夫君）

下水は水が無ければ流れませんが、現在の水道もゲント川を通して、下水管も同じ所を通すということになるわけですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

暫時休憩をよろしいですか。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 04 分）

再 開（午前 11 時 05 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。他に質疑はありますか。3 番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

先程、町長は、河川敷の問題は、当初の計画の中で盛り込んであったと言われましたよね。それが占用許可で出来なくてルート変更になったということですが、水道の方は通っているというお話ですが、そこらあたりは占用許可は逆に取られたんでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩（午前 11 時 06 分）

再 開（午前 11 時 21 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。先程、本下議員の除席につきましては、地方自治法第 117 条の規定によって除席を命じます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

実は下水道工事を変更しまして、ゲント川の方に廻す計画をしていますが、ゲント川の 1 番下に

橋がありますが、そこに水管渠を付けまして、M宅の方に下水道を引っ張るという計画です。Mさんがポンプを据えて圧を掛けて、その負担はMさんの負担になります。そういう工法で良いかを担当者が話をしに参りまして、承諾をしてお願いが出来たらということで、その手前の水田の所有者の方も地役権の承諾を得まして、今回その設計をお願いしています。その中で、実はMさんの方から水道管を一緒に入れさせて欲しいという話がありました。

善く善く調べてみましたら、大変申し訳無いのですが、水道の占用許可が無断という事が分かりまして。実はこれは町の河川ではなく県の河川でして、県の河川の許可が要る訳ですよ。現実的には配管がしてあります。今のところは無許可の状態になっているわけですがけれども、町が平成10年7月から給水開始をしまして、今まで10何年給水を続けています。しかしMさん本人がどう答えられるかですがけれども、何年から無許可だったのかは私の方からは答弁を控えさせていただきたいのですが、本人さんから言われた方が良いでしょう、なかなか私達からは言いにくいので、それなりに判断して頂ければ良いと思います。

そういうことで町が無断占用している所に給水を続けて良いかと、弁護士に聞きに参りまして、生活をされているので給水を止めることは無理と思います。後はMさんと県の方と河川占用が取れるのかどうなのか、そこは今更という感がありますが難しくございまして、そういうことになっております。以上です。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

確認のためお尋ねしますが、私この話を今初めて聞いて詳細についてはなかなか把握しにくいのですが。河川敷と言うのは、県の所管ですよ。ということは、10数年無許可、占有料が当然発生しますが、それも行われていないということでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは個人的なことでありますので、言いにくい部分もあるのですが、多分、最初は占用許可を取られたと思います。役場の方に給水申込書を出されて、ある会社が請負って、給水措置の申込がありますので、それで決裁で水道許可を出して何十年と送っていると思います。その後、役場が毎回給水の占用許可があるかという確認が怠っています。それは充分反省しています。他にも沢山あると思うので、それが途中で払わずに給水が止まったとなれば、実際生活をされているので即止めるという訳には行きませんので。十数年払われているかは、私の方では分かりません。

非常に介入しにくいところがありますので。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

今の話を聞いていますと、県は使用許可を出したのだから、本来ならば県が布設して良いと許可を出したなら、町が布設しないといけなかったのではないですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

図面辺りが無いから分かりませんが、通常は河川に水道管を入れて良いかという河川占用願いを県に出します。あそこは何百mかありますので出すわけです。そして200mの県が占用許可をします。町は給水申込があれば、業者さんが受けて配管をして、その家まで送る訳です。給水申込書を見てみると先に工事がしてあるんですよ。200mの既設管と書いてあるんですよ。それに某水道屋さんが給水申込をされているのは、町道から公民館までの10m位の接続と、家にメーター器を付けるのが給水申込装置の申込になっています。

占用許可があっているのは町も確認して、水道管が埋設をされているのは確認をして、やっていると思いますけれども。その後、本人さんが更新手続きをされなかったのか、どうなのかがそこら辺が一番の問題だと思います。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

河川の管理道路に県が縦断に占用させるというのは、県もおかしいと思いますが。普通縦断では堤防が弱くなるので絶対させないと思います。川沿いにパイプを吊るすのも駄目だし、堤防のどの辺に埋設しているのですか。堤防の法尻か途中か、ちょっとお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

法尻に埋設です。

○議長（森敏則君）

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

それにしても、県は施行規則みたいなものを持っていると思うんですが、絶対に何としても占用の許可はしてはいけないと思うんですよ。県がそういう事例を、町では無いから町長に聞きにくいのですが。私はその辺から疑問に思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

何回も申しますが、最初は県も許可していると思います。許可をしているから町も給水を開始した訳ですから。不可抗力ですよ、占有はされているから町が給水をしています。それは止むを得ないと思います。止めることは出来ません、後は県の方とMさんの方で話がどうなるかと思

います。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

先程町長にお尋ねした開発行為が伴うもの等であれば、ここに多額の費用を掛けて下水道管を埋設するのは当然のことと思うんですよ。こういう言い方をしたら失礼ですが、1 軒にわざわざ持っていくよりも、この前 18 区とか都市計画区域内で下水道設備できない場合は、合併浄化槽で助成金をやって、賄うと決めたじゃないですか。それを運用すれば良いんじゃないですか。当事者には失礼ですが、1 軒そこに設計をして工事をして引いて使用料を貰っても、ずっと補助金をやった方が良いのでは、こういうケースは今後も出て来ると思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今下水道の計画区域はエリアまで全て入っていますよね。どうしても費用対効果を考えて、今おっしゃるようにやるよりも千綿地区でやっている様な、維持管理費まで補助をしますと、設置まで補助をしますと、そっちの方に切り替えれば、5,000 千円等の設計費は全く要らないんですよ。そういう特例を設けて、どうしても水压を掛けて送水管をしないとイケない多額の金が係る所は、逆にそっちの方が有利かと思います。

ですから、本人さんと話をしながら、可能ならばそういう方法も考えていかなければならないかと思っております。

○議長（森敏則君）

他に、6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

佐藤議員の関連ですが、本来ならば以前にしておかないとイケないのですよね。某コンビニエンスには、たった 1 軒の為に何百万円というお金を掛けて布設をしているわけですから、そういう前例があるわけですから。やはり、これはよい、これは駄目というのではなくて、事前から予想されることですから、これは決めていた方が良くと思いますが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

区域の中にあるのは義務で法律上しないといけないんですよ。今の所はしないといけないんですよ。今みたいなケースは、たまたまそこに出来た場合はどうしても出来ないということですから特別決議をしないといけないと思います。そうしないと、そこに入った人は不利益になるので。法的なものも今後研究をしてみたいと思います。今回は設計費で上げていますので、どういう形になるのか、そこに必ずしも架けないといけないものなのか、もう 1 回精査をしないといけないと思います。

○議長（森敏則君）

10 番議員、後城一雄君。

○10 番（後城一雄君）

今の関連ですが、家を新築した事自体から私はおかしかったんじゃないかと思います。当時から都市計画区域という風に私考えておりますが、違うにしても、道路の 4m 以上じゃないかという決まりを、農業委員会はどう処理したのか、私はあの時から疑問に思っているわけですが。

そう言った状況の中で、次の段階に進むとなりますと、勝手に建てても下水道は頼まれるという状況になりますので、やはりこれはキチッとした状況の中で判断をしていかなければ、何でもかんでも早くやった方が勝ちという捉え方をされますので、その辺から今後は見直す必要もあるかと思います。

例えば、家回りも住宅を通してそのまま行かれる、元々はちゃんとした道路を造る約束だったと言う話を聞いています。そういった状況の中で、後は誰が責任を持つかという状況になっていますので。隣近所に住んでいる人達の軋轢が出て来ているのも事実です。批判は先ずは町に来ます。公正平等性という物を充分理解された状況の中で、今後は取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

具体的な内容は分かりませんが、今現在議論している場所の新築の場合の話ですが、これは護岸自体が都市計画法の指定道路になっています。町道でなくても都市計画の指定道路として認定していれば、家屋を建てる事は可能です。違法性は無いと思います。

後の方で仰ったところは、抽象的な話で場所は特定出来ないのでも分かりませんが、農業委員会の許可は私は妥当だと思います。見らずに即答してはいけませんが、道路占用の関係は全く都市計画法で繰上げて良いと思っています。

○議長（森敏則君）

他に有りませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています議案第 72 号については会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから 72 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案 72 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 72 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

次の議案第 73 号は産業建設文教常任委員会に付託を致します。

ここで本下議員の議席を戻します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 39 分）

再 開（午前 11 時 40 分）

日程第 7 請願第 3 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡大に関する請願

日程第 8 要望第 2 号 農協改革並びに T P P 交渉に関する要望

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に日程第 7、請願第 3 号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡大に関する請願を議題とします。この請願第 3 号は総務厚生常任委員会に付託します。

次に日程第 8、要望第 2 号、農協改革並びに T P P 交渉に関する要望を議題とします。

これにつきましても、要望第 2 号は産業建設文教常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会致します。お疲れ様でした。

散 会（午前 11 時 41 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 森 敏則

署名議員 後城 一雄

署名議員 本下 利之